



## 万一の際に備える年金 それが「障害・遺族基礎年金」のメリットです。

メリット 国民年金は老後だけでなく、加入者が事故や病気で障害が残った場合は「障害基礎年金」が支給され、死亡した時は、その遺族に「遺族基礎年金」が支給されます。

※ 公的年金制度の障害・遺族年金は日本の人口の20人に1人が受給しています

### 障害基礎年金/遺族基礎年金

★不測の事態に備えます

病気やケガで障害を負われて働けなくなったときには障害基礎年金また、万一ご本人が亡くなった時は、残された妻や子に遺族基礎年金が支給されます。また会社員が公務員であるときの障害や死亡の場合には、厚生年金や共済年金からも、基礎年金に上乗せされて支給されます。

## 障害

基礎年金

平成22年度年金額（定額） 990,100円（1級）  
792,100円（2級）

○国民年金加入中の病気やケガで障害等級表(1級・2級)による障害の状態にある間は障害基礎年金が支給されます。

(注)子の人数によって加算(1人につき：227,900円、3人目以降：75,900円)があります。

## 遺族

基礎年金

平成22年度年金額（定額） 1,020,000円（妻）  
基本額（定額）：792,100円＋子1人の加算額：227,900円

○国民年金の加入者が亡くなったとき、その方によって生計を維持されていた「子のある妻」又は「子」に支給されます。

(注1)子は18歳到達年度の末日まで、又は障害がある場合は20歳まで支給されます。

(注2)妻に支給される場合は、子の人数によって加算があります。

※ 障害基礎年金や遺族基礎年金を受けるためには、障害や死亡といった事故が発生するまでの公的年金の加入期間の2/3以上の期間について、保険料が納付又は、免除されていること、もしくは初診日又は死亡された日の属する月の前々月までの1年間に保険料の未納がないことが必要です。



## 年金相談 Q & A (障害年金、遺族年金の給付について)

Q 1. 障害基礎年金はどのようなときに受けられますか。

A 1. 国民年金に加入している間にかかった病気やケガがもとで一定以上の障害が残り、障害の年金を受けられる保険料の納付要件を満たしているときは、障害基礎年金を受けることができます。

受けられる年金には1級と2級があり、障害の程度によって決められます。

障害の程度が該当していると思われる場合は、市区町村役場の国民年金の窓口、お近くの社会保険事務所、社会保険事務局の事務所または年金相談センターでご相談になり、障害基礎年金の裁定請求の手続きを市区町村役場の国民年金の窓口（初診日が第3号被保険者期間中である場合は社会保険事務所、社会保険事務局の事務所または年金相談センター）で行って下さい。

Q 2. 国民年金には60歳まで加入し、65歳から老齢基礎年金を受ける予定でした。年金を受ける前に生じた障害に対して障害基礎年金は受けられますか。

A 2. 障害基礎年金を受けられるのは、国民年金に加入している間にかかった病気やケガをした方だけではありません。老齢基礎年金を受けるまでの60歳から64歳までの間に、病気やケガがもとで一定以上の障害が残り、障害の年金を受けられる保険料の納付要件を満たしている方にも支給されます。

受けられる年金には、1級と2級があり、障害の程度によって決められます。障害の程度が該当していると思われる場合は市区町村役場の国民年金の窓口、お近くの社会保険事務所、社会保険事務局の事務所または年金相談センターでご相談になり、障害基礎年金の裁定請求の手続きを市区町村役場の国民年金窓口で行って下さい。

Q 3. 国民年金に加入中の夫が亡くなりましたが、妻の私は年金を受けられますか。

A 3. 国民年金に加入中の方が亡くなられた時は、亡くなられた方に生活を支えられていた妻と子供がいる場合は妻に、子供だけの時は子供に遺族基礎年金が支給されます。子供は18歳に到達した以後の最初の3月31日を過ぎていないこと、また20歳未満で一定の障害者であることなどの条件が必要です。

この条件に該当していると思われるときは、市区町村役場の国民年金の窓口、お近くの社会保険事務所、社会保険事務局の事務所または年金相談センターでご相談になり、遺族基礎年金の裁定請求の手続きを市区町村役場の国民年金の窓口（死亡日が第3号被保険者期間中である場合は社会保険事務所、社会保険事務局の事務所または年金相談センター）で行って下さい。

Q 4. 老齢基礎年金を受け取らず、63歳の夫が亡くなりました。私は60歳で、子供は成人していますが、年金は受けられますか。

A 4. ご主人が健在であれば、受けることができた老齢基礎年金をあなたが受けることはできません。また、お子さんが18歳に到達した以後の最初の3月31日を過ぎていますので遺族基礎年金も受けられません。その代わりに、老齢基礎年金を受けられる加入期間のある方が国民年金からいづれの年金も受けずに亡くなられた時は、残された妻に寡婦年金が支給されます。寡婦年金は、10年以上結婚していた妻に60歳から65歳になるまで支給されます。市区町村役場の国民年金の窓口、お近くの社会保険事務所、社会保険事務局の事務所または年金相談センターでご相談になり、寡婦年金の裁定請求の手続きを市区町村役場の国民年金の窓口で行って下さい。

**年金に関するお問合わせ先**

**ねんきんダイヤル  
大和高田年金事務所(代表)**

**電話 0570-05-1165  
電話 0745-22-3531**